

神勞発基0819第1号

平成27年 8月19日

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
神奈川支部長 殿

神奈川労働局長



粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令
の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第131号）が平成27年8月10日に公布され、平成27年10月1日から施行されることとなったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項について、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

改正省令は、委託研究等により、鋳物を製造する工程において砂型を造型する作業についても、粉じんばく露濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）別表第1及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。）別表に定める粉じん作業の範囲並びに粉じん則別表第3に定める呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲を拡大するため、粉じん則及びじん肺則について所要の改正を行ったものである。

じん肺法施行規則様式第8号によるじん肺健康管理実施状況報告とみなすとともに、改正省令の施行の際、現に存する改正前のじん肺法施行規則様式第8号による申請書については、当分の間、必要な改定をした上で、使用することができることとしたこと。

(問合せ先)

神奈川県労働局労働基準部健康課

地方労働衛生専門官 小原

Tel 045-211-7353